阪神水道企業団公報

平成27年３月１３日㈮
号　外

毎月15日発行

目　　次

◇監査公表◇

○　平成26年度定例監査結果報告書の公表

◇監　査　公　表◇

監　公　第　４　号
平成27年３月11日
阪神水道企業団監査委員　たけしげ　栄二
同　　弘　中　信　正

監査公表

地方自治法第199条第４項の規定に基づき、平成26年度定例監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

記

平成26年度定例監査結果

第１　監査の概要

１　監査対象部局

総務部　総務課
　同　　経営企画課
　同　　財務課
技術部　浄水計画課
　同　　施設管理課
　同　　工務課
　同　　浄水管理事務所
　同　　送水センター
　同　　水質試験所
議会事務局

２　監査の対象及び範囲

平成26年４月１日（火）から同年12月31日（水）までにおける財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

⑴　職員の服務状況
⑵　文書の処理保管状況
⑶　予算の執行状況
⑷　経理処理及び金銭の出納保管状況
⑸　契約の事務状況

⑹　物品検収及び出納保管状況

⑺　財産の取得管理状況

⑻　導送配水の業務状況

⑼　工事の設計、施工監督及び検査実施状況

⑽　その他の事項

3　監査の基本方針

平成26年度執行の事務事業が効果的かつ経済的に行われているか、また、合理的に運営されているかに着目し、前項に掲げる監査の対象事項にも重点を置いて、事業の全部門を監査した。

4　監査の期間

平成27年１月20日（火）から平成27年２月26日（木）まで

5　監査の方法

監査の実施に当たっては、監査対象項目について、監査対象部局より提出された監査資料に基づき、書類、帳簿、証拠書類その他の記録との照合、分析、質問等の方法により審査するとともに、阪神水道企業団監査事務実施要綱（平成24年７月31日監査委員決裁）第22条に規定する監査等の着眼点第１、第２及び第３から適宜選択し、実地において監査した。

なお、監査の効率化を図り、その完全を期するため、監査資料に基づく照合調査並びに事務処理状況及び書類、帳簿類の整備状況の調査のため、予備監査を監査補助職員により行った。

第２　監査の結果

1　監査結果

監査の結果、各部局における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されており、経営に関する事業の管理は適切に行われていたが、一部改善又は検討を要する事項が認められたので、以下のとおり意見及び要望を付する。

2　監査意見及び要望事項

項目別における監査結果に対する意見及び要望事項は次のとおりである。

⑴　職員の服務状況

平成26年12月31日時点の職員数（特別職を除く。）は、定員243名に対し、現員も同じく243名であるが、そのうち18名については再任用、他団体からの派遣、嘱託及び臨時職員となっている。これらの内訳については次表のとおりである。

定　員　現　員　比　較　表

（平成２６年１２月３１日現在　特別職を除く）

職　種	定　員	現　員	比　較	現員の内訳			
				一　般　職	再　任　用	派　遣	嘱託・臨時
事　務	６６人	６６人	０人	６２人	１人	１人	２人
技　術	１７７人	１７７人	０人	１６３人	６人	１人	７人
計	２４３人	２４３人	０人	２２５人	７人	２人	９人

※「派遣」は他団体（神戸市及び尼崎市）からの派遣職員。

職員数については、水道用水供給ビジョンに基づく削減目標である243名と一致しているものの、上表のとおり、実質的には臨時職員等で補っているのが現状である。今後、多くの定年退職者が見込まれていることも踏まえ、業務量の見直し等による職員定数の精査とともに、それに基づく計画的な職員採用が必要であると考えられる。

なお、臨時職員として任用された職員を一定期間（最長１年間）雇用した後、引き続き嘱託として継続雇用している事例が複数見受けられるが、特に、専門性の高い業務に臨時職員等を従事させる場合、業務の継続性に鑑み、その任用に当たっては、地方公務員法及び総務省通知（平成26年７月４日付け総行公第59号）の趣旨を十分に踏まえ、速やかに適切な対応を図られたい。

また、昇任、昇格等の職員の処遇については、公正かつ厳正な判断により実施するとともに、他団体との人事交流を併せて実施することにより、組織の活性化を図られたい。

⑵　文書の処理保管状況

各種文書の処理及び保管については、一部の文書において軽易な誤りが散見されたものの、おおむね各種規程に基づき処理されていた。

なお、昨年度から実施している文書管理の見直しに伴う諸作業については、その進捗に遅れが生じているが、公文書の管理は重要な業務であるため、今後とも慎重かつ着実に実施されたい。また、保存文書の毀損防止のため、文書の電子化による二元管理についても検討されたい。

次に、平成26年１月から、職員の勤務状況に係る命令及び申請を電子決裁により処理することとしているが、特別休暇等の申請に必要な添付書類の提出及び保存がなされていない事例が散見された。勤務状況の適切な管理に資するよう、運用方法の徹底を図られたい。

このほかにも、業務のシステム化の拡大に伴い効率化が進められる一方、より高度な情報管理及びリスク対策が求められるため、引き続きセキュリティ対策の強化に努められたい。

⑶　予算の執行状況

平成26年12月31日現在の予算執行状況については、次表のとおりである。

まず、今年度において実施した補正予算について、特別利益の増加は、正蓮寺川利水施設の一部財産処分等による補償額の返還によるものである。また、資本的支出における企業債償還金の増加は、猪名川総合開発事業精算還付金に係る企業債の繰上償還実施によるものである。

次に、水道事業収益及び水道事業費用の最終予定執行率については、おおむね予算現額どおりの執行を予定している。なお、資本的収入における国庫補助金の最終予定執行率が低くなっている主な理由は、水道改良費における４期大道導水管更新工事の遅れに伴い、その財源の一部となる国庫補助金収入が減少することによるものである。

また、今年度においては、給与、手当等に関する支給事務の誤りや、請負業者への支払遅延による予算執行が見受けられた。これらは、事務処理に関する規程

等についての基本的な理解が不十分であったことが要因として考えられる。事務処理の適正化の徹底に向け、速やかに具体的な措置を講じられたい。

現時点における予算の執行状況については、以上のとおりである。今後とも「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことができるよう、効率的、効果的な予算執行に努められたい。

予　算　執　行　状　況　表

（平成26年12月31日現在）

科目		当初予算額	補正予算額	予算現額	執行済額	執行率	1月～3月執行予定額	最終予定執行率
水道事業収益		円 21,917,493,000	円 147,723,000	円 22,065,216,000	円 15,619,345,994	% 70.8	円 6,464,836,000	% 100.1
	営業収益	19,206,919,000	0	19,206,919,000	14,379,236,246	74.9	4,827,640,000	100.0
	営業外収益	1,631,029,000	0	1,631,029,000	160,525,609	9.8	1,471,135,000	100.0
	特別利益	1,079,545,000	147,723,000	1,227,268,000	1,079,584,139	88.0	166,061,000	101.5
水道事業費用		23,050,952,000	0	23,050,952,000	8,839,187,043	38.3	13,621,893,000	97.4
	営業費用	17,577,408,000	0	17,577,408,000	5,000,528,639	28.4	12,159,035,000	97.6
	営業外費用	2,423,248,000	0	2,423,248,000	943,325,615	38.9	1,462,858,000	99.3
	特別損失	3,045,296,000	0	3,045,296,000	2,895,332,789	95.1	0	95.1
	予備費	5,000,000	0	5,000,000	0	0.0	0	0.0
資本的収入		726,012,000 3,848,028,000	0	4,574,040,000	1,069,599,000	23.4	3,263,600,000	94.7
	企業債	282,000,000 1,812,000,000	0	2,094,000,000	258,000,000	12.3	1,736,000,000	95.2
	出資金	1,641,085,000	0	1,641,085,000	811,599,000	49.5	829,486,000	100.0
	国庫補助金	49,602,000 242,762,000	0	292,364,000	0	0.0	150,721,000	51.6
	固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0.0	804,000	＊ －
	工事負担金	73,205,000 1,000	0	73,206,000	0	0.0	73,205,000	100.0
	その他資本収入	321,205,000 152,179,000	0	473,384,000	0	0.0	473,384,000	100.0
資本的支出		1,345,632,000 12,527,843,000	96,483,000	13,969,958,000	4,966,459,874	35.6	8,542,112,000	96.7
	建設改良費	1,345,632,000 5,435,520,000	0	6,781,152,000	1,272,704,950	18.8	5,050,216,000	93.2
	企業債償還金	6,171,899,000	96,483,000	6,268,382,000	3,116,104,504	49.7	3,152,269,000	100.0
	投資	1,400,000	0	1,400,000	567,931	40.6	542,000	79.3
	水利負担金	911,988,000	0	911,988,000	577,082,489	63.3	334,904,000	100.0
	国庫補助金返還金	7,036,000	0	7,036,000	0	0.0	4,181,000	59.4

（注）当初予算額の上段は繰越額

（＊）土地の売却予定による増

⑷　経理処理及び金銭の出納保管状況

経理処理及び金銭の出納保管状況については、例月出納検査において報告しているとおり、計数に過誤はなく適正であることを確認している。また、地方公営企業法施行令第22条の５第１項の規定に基づく出納取扱金融機関等に対する検査も実施され、その結果も適正であった。

なお、地方公営企業会計基準の見直しに伴い、財務規程の全面改正及び新財務会計システムへの移行が実施されたが、一部の帳簿類において使用実態の乏しいものや、会計処理及びシステム上の表記に疑義が生じるものが散見された。今後、新しい会計基準へ移行後初めての決算を迎えるに当たり、引き続き関係規程及び会計システムの見直しを行い、適切な経理処理による経営の透明性の確保に努められたい。

次に、インターネットバンキングについては、企業団における支払処理の大部分を担っていることから、その安全性に関する昨今の報道等を踏まえ、出納取扱金融機関とも十分連携し、万全のセキュリティ対策を講じられたい。

⑸　契約の事務状況

平成26年12月31日現在の主要契約状況については、次表のとおりである。

主　要　契　約　状　況　表

（平成26年12月31日現在　設計金額250万円以上）

区　分	工事請負契約		物品売買契約		その他請負契約		計	
	件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額
条件付き一般競争入札	26	円 611,661,240	10	円 864,580,464	15	円 106,200,283	51	円 1,582,441,987
指名競争入札	0	0	3	18,597,600	5	51,940,440	8	70,538,040
随意契約	28	966,913,200	3	41,717,461	18	391,002,650	49	1,399,633,311
合　計	54	1,578,574,440	16	924,895,525	38	549,143,373	108	3,052,613,338

設計金額250万円以上の主要契約108件のうち、随意契約の件数は49件であり、引き続き40パーセントを超える高い割合となっていた。

なお、工事請負契約における随意契約のうち、不落随契となったものは５件あり、昨年度と比べ減少した一方、入札不調が３件発生している。入札不調による工事の進捗遅れに伴う事業運営上の影響を回避するため、設計及び見積りの精査等により、適切な入札の実施に努められたい。

次に、契約制度の改善状況については、長期継続契約に関する内部規程を改正し、今年度は２件の業務委託を長期継続契約により発注した。今後とも、長期継続契約の適用範囲の拡大による経費の削減に努めるとともに、その他の契約制度についても随時改善を図り、契約事務の効率化に努められたい。

⑹　物品検収及び出納保管状況

物品の検収については、昨年度から手続の厳格化を図り、おおむね適正に処理されていたが、一部において厳格化の趣旨にそぐわない処理又は実効性に欠ける事例が見受けられたため、物品検収規程の見直しも含め、物品調達手続について改善を検討されたい。

次に、貯蔵品の受入れ及び払出しについては、財務規程に基づき、貯蔵品出納簿及び貯蔵品受払整理簿により適正に整理及び管理されていた。また、備蓄材として新規購入した鋳鉄管類や継手材についても、旧淀川ポンプ室を収納場所として活用し保管されていた。

⑺　財産の取得管理状況

財産の取得管理について、今年度から固定資産台帳及び固定資産整理簿の様式

を改正し、固定資産管理システムの活用を進めているが、今後、財務会計システムとの連携による事務の効率化を推進されたい。

次に、土地の有効活用について、現在売却予定の保有地については、様々な理由により売却に至っていないが、引き続き売却に必要な調査等を実施するとともに、適正な価格で売却できるよう努められたい。

また、その他の保有地については、事業用定期借地権の活用や、一部の直営駐車場の民間業者への運営委託化等により、安定収益の確保に努め、一定の成果を上げていた。今後とも、保有地の売却及び活用に当たっては、市場の動向等を踏まえて適切に判断し、収益の確保に努められたい。

⑻　導送配水の業務状況

平成26年12月31日現在の給水量は、229,024,650立方メートルで、当年度の年間予定給水量288,204,730立方メートルに対して、79.5パーセントとなっており、前年度同期の80パーセントを僅かに下回っている。

次に、導送配水管路の管理状況について、平成26年度においては、漏水事故は発生しておらず、安定供給確保のために管路の耐震化及び老朽管の更新に努められていた。

なお、平成25年度末の管路の耐震化率は、53.7パーセントで、管路総延長187キロメートルのうち、約100キロメートルが耐震管となり、過去10年間の平均で年0.9パーセントの上昇率となっている。

また、法定耐用年数40年を経過した老朽管は、平成25年度末時点で全体の約37.6パーセントとなっているが、管の強度、事故の実績及び老朽劣化の状況等により優先順位を決めて更新工事を行っている。特に、管の強度が低いコンクリート管については、現在行っている４期大道導水管更新工事が完了する平成27年度中に、全て解消する予定である。

次に、昨年12月に住吉配水池で発生した濁水流出事故については、事故に至った経緯や、原因となった工事の施工方法等を検証し、今後このような事故を発生させないよう努めるとともに、構成市との更なる情報共有及び連携を強化されたい。

次に、危機管理対策については、昨年８月の豪雨により各地で土砂災害が発生したことを踏まえ、浸水対策に加え、土石流対策の検討を実施している。企業団においても重要な管路施設が六甲山系に並走して布設されていることから、更に調査を強化するとともに、平成７年の阪神・淡路大震災以後、兵庫県において「六甲山系グリーンベルト整備事業」が開始されていることから、構成市や関係団体とも協力し、更なる対策に取り組まれたい。

また、停電対策として本庁舎において、非常用発電機の設置工事を実施していた。さらに、災害対策用品の備蓄として、発電機や応急給水栓等を購入し、昨年８月に発生した丹波市豪雨災害への応急給水活動にも活用されていた。

今後、発生することが想定される南海トラフ巨大地震に備え、リスク対策を強化するとともに、安定供給に努められたい。

次に、水質検査体制においては、今年度より業務の集約及び効率化のため採水

業務委託を開始するとともに、水道ＧＬＰの認定を更新されていた。今後も信頼性が確保された検査体制の下、適切な水質管理に努められたい。

⑼　工事の設計、施工監督及び検査実施状況

工事の設計、施工監督については、工事施行規程及び工事監督規程に基づきおおむね適正に行われていたが、一部の工事において、工事記録書の原本が複数存在するように見受けられた。施工管理上、問題があると考えられるので、早急に改善策を検討されたい。

次に、工事の検査については、工事検査規程に基づき適正に行われていた。また、工事検査マニュアルに基づいた研修会を実施し、工事検査体制の強化を図るとともに、技術職員の人材確保のため、総務課と連携し技術継承に主眼を置いた人材育成に関する検討を進められていた。

⑽　その他の事項

公用車等の運転に関する規程の整備については、進捗が見られない状況であったが、適正な公用車等の運転管理を行うためにも、早急に規程の整備を進められたい。

次に、平成27年４月から、電力料金が再値上げされることにより、企業団の財政はより一層厳しい状況になると考えられる。水道の安定供給のためには、電力の安定供給が不可欠であることから、今後も構成市や関係団体とも協力し、電力会社等への要望活動を継続されたい。また、小水力発電等の再生可能エネルギーの導入については、今後の技術革新の動向を注視しつつ、検討を継続されたい。

次に、宝塚市への新規供給については、平成29年度からの供給開始に向け、来年度からの工事が計画されている。次期財政計画の策定に向けて、費用負担のあり方、広域化の検討及び施設規模の見直しについては、課題が山積しているが、今後とも構成市と協議、調整を継続し、企業団の進むべき方向性について慎重に検討されたい。

（むすび）

最後に、水道事業を取り巻く環境は非常に厳しく、水道普及率が97パーセントを超える中、人口増加率は低下し、経済発展も鈍化しており、水需要の大幅な増加は見込めない状況にあるため、今後とも、より慎重な水需要予測と経営判断が求められるところである。

したがって、常に危機感を持って、構成市との連携の下、更なる経営改革に取り組むことで、経営基盤を強化しつつ、引き続き安全で良質な水の安定供給を通じて、地域住民の福祉の増進に寄与するため、今後とも、規範意識の向上を図るとともに、経済性、効率性及び有効性を重視した事業運営に努められたい。